補助事業者のみなさまへ

（香川県介護人材確保事業補助金）

香川県長寿社会対策課

補助金とは

県が行う政策について、その目的に合った事業に対して事業実施のために支給されるお金です。

交付申請

・補助金交付要綱にて「交付の対象」、「補助金の算定」、「交付の条件」等を確認した上で、交付申請書を提出してください。

・事業の内容、必要な経費の内容と金額（積算根拠）、事業の効果は、具体的に記載してください。

交付決定

・県は、提出された交付申請書の内容を審査し採否を決め、採択の場合は交付決定通知書を送付します。

事業の実施

・交付決定通知書の日付から補助事業を開始してください。交付決定日以前の日付で支払いが発生したものは、補助金の対象外になります。

・単年度の補助金であるので、その年度末までに事業を終了してください。

・交付決定時の事業内容を勝手に変更してはいけません。変更するときは必ず県に連絡してください。変更交付申請書が必要な場合があります。

・補助金の対象になる経費について、納品書や領収書等の証拠書類を全て保管しておいてください。

事業の報告

・補助事業が終了したとき、又は翌年度の４月５日までに、県に実績報告書を提出してください。

・実績報告書には、事業を実施した状況を具体的に記載してください。（例えば、研修の受講人数、講師の名前、研修科目名など）

・実績報告書には、補助事業を実施した状況が分かるものを添付してください。（例えば、講演会の写真、参加者募集チラシ、新聞に掲載された記事など）

・対象経費は、補助事業の開始日（交付決定日）から終了日（その年度の末日）までに支払いが済んでいる経費です。支払ったことが確認できる書類を添付してください。（例えば、領収書の写し、口座振込依頼書の写し、口座引き落としが分かる通帳の写しなど）

額の確定

・県は、提出された実績報告書の内容を審査し、交付する額を確定して交付額確定通知書を送付します。

補助金の交付（支払い）

・確定された額で、補助金交付請求書を提出してください。

事業終了後５年間

・補助事業に関する書類は、補助金を受けた年度の終了後５年間は保管してください。香川県介護人材確保事業補助金の財源には国庫支出金が含まれるので、将来的に会計検査院による実地検査が行われることがあります。